

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

I. 雇用保険法施行規則の一部改正

1. 人材開発支援助成金

(1) 助成メニューの整理統合

助成メニューを目的別に集約することにより、人材育成を効果的に推進し、事業主の申請等の利便性を高め、助成金の活用促進を図るため、キャリアアップ助成金の人材育成コース、建設労働者確保育成助成金の認定訓練コース及び技能実習コース並びに障害者職業能力開発助成金を統合し、助成メニューを7類型（特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース、特別育成訓練コース、建設労働者認定訓練コース、建設労働者技能実習コース及び障害者職業能力開発コース）に整理統合する。
※建設労働者技能実習コース助成金について、一部助成率の見直しを予定しているが、この見直しは建設労働者の雇用管理改善の一環として職業安定分科会への諮問事項となる。

<29年度>

《人材開発支援助成金》

| | | |
|-----------------|--|-----|
| 特定訓練コース | ・労働生産性の向上に係る訓練(新規) ・雇成型訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 | |
| 一般訓練コース | 上記以外の訓練 | |
| キャリア形成支援制度導入コース | ・セルフ・キャリアドック制度 ・教育訓練休暇等制度 | →廃止 |
| 職業能力検定制度導入コース | ・技能検定合格報奨金制度 ・社内検定制度・業界検定 | →廃止 |

《キャリアアップ助成金》

| | |
|---------|---------------------|
| 人材育成コース | ・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 |
|---------|---------------------|

《建設労働者確保育成助成金》

| | |
|---------|---|
| 認定訓練コース | ・認定職業訓練または指導員訓練のうち建設関連の訓練 |
| 技能実習コース | ・安衛法に基づく教習及び技能講習や特別教育 ・能開法に規定する技能検定試験のための事前講習 ・建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習など |

《障害者職業能力開発助成金》

| |
|--|
| ・障害者職業能力開発訓練施設等の設置等 ・障害者職業能力開発訓練運営費（人件費、教材費等） |
|--|

<30年度>

《人材開発支援助成金》

| | |
|-----------------|---|
| 人材開発支援コース助成金 | |
| 特定訓練コース | ・労働生産性の向上に係る訓練(新規) ・雇成型訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 |
| 一般訓練コース | 上記以外の訓練 |
| 教育訓練休暇付与コース | ・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 |
| 特別育成訓練コース助成金 | |
| 特別育成訓練コース | ・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 |
| 建設労働者認定訓練コース助成金 | |
| 建設労働者認定訓練コース | ・認定職業訓練または指導員訓練のうち建設関連の訓練 |
| 建設労働者技能実習コース助成金 | |
| 建設労働者技能実習コース | ・安衛法に基づく教習及び技能講習や特別教育 ・能開法に規定する技能検定試験のための事前講習 ・建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習など |
| 障害者職業能力開発コース助成金 | |
| 障害者職業能力開発コース | ・障害者職業能力開発訓練施設等の設置等 ・障害者職業能力開発訓練運営費（人件費、教材費等） |

《人材開発支援助成金 助成率・助成額一覧表》

| 支給対象となる訓練等 | 助成率・助成額 注：（ ）内は中小企業以外 | |
|---|---|---|
| | 生産性要件を満たす場合 | |
| 人材開発支援コース助成金 | | |
| 特定訓練コース | OFF-JT 経費助成：45（30）% 【60（45）% ※1】 賃金助成：760（380）円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665（380）円/時・人 | OFF-JT 経費助成：60（45）% 【75（60）% ※1】 賃金助成：960（480）円 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：840（480）円 |
| 一般訓練コース | OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円/時・人 | OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円/時・人 |
| 教育訓練休暇付与コース | 定額助成：30万円 | 定額助成：36万円 |
| 特別育成訓練コース助成金 | | |
| 特別育成訓練コース | OFF-JT 経費助成：実費（※2） 賃金助成：760（475）円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：760（665）円/時・人 | OFF-JT 経費助成：実費（※2） 賃金助成：960（600）円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：960（840）円/時・人 |
| 建設労働者認定訓練コース助成金 | | |
| 建設労働者認定訓練コース | 経費助成（訓練を実施した場合）： 広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成により助成対象経費とされた額の1/6 賃金助成（雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合）：4,750円/日・人 | 賃金助成（雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合）：6,000円/日・人 |
| 建設労働者技能実習コース助成金 | | |
| 建設労働者技能実習コース | 経費助成 20人以下中小建設事業主：75% 21人以上中小建設事業主 35歳未満：70% 35歳以上：45% （女性建設労働者に対して技能実習を行った場合）中小建設事業主を除く建設事業主：（60%） 賃金助成 20人以下：7,600円/日・人 21人以上：6,650円/日・人 | 経費助成 20人以下中小建設事業主：90% 21人以上中小建設事業主 35歳未満：85% 35歳以上：60% （女性建設労働者に対して技能実習を行った場合）中小建設事業主を除く建設事業主：（75%） 賃金助成 20人以下企業：9,600円/日・人 21人以上企業：8,400円/日・人 |
| 障害者職業能力開発コース助成金 | | |
| 障害者職業能力開発コース | (施設等) 3/4（上限額：5,000万円、更新の場合は1,000万円） (運営費) 4/5（上限額：1人当たり17万円）（※3） | |
| ※1・雇用型訓練において、建設業、製造業、情報通信業の分野（特定分野）の場合 ・若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合 ※2・一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。（中小企業等担い手育成訓練は対象外） ※3・重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者以外は3/4（上限額16万円）、 重度障害者等が就職した場合10万円を追加支給。 | | |

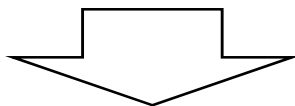
(2) 各コースの改正概要

① 人材開発支援コース

制度導入助成について、教育訓練休暇付与コースを新設するとともに、キャリア形成支援制度導入コース及び職業能力検定制度導入コースについては、平成 29 年度限りで廃止する。

【現行制度の助成率・助成額一覧表】

| 支給対象となる訓練 | 助成率・助成額 注：() 内は中小企業事業主以外 | |
|---|---|---|
| | | 生産性要件を満たす場合 |
| 訓練助成 | | |
| 特定訓練コース | OFF-JT 経費助成：45 (30) % 【60 (45) % ※1】 賃金助成：760 (380) 円 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665 (380) 円 | OFF-JT 経費助成：60 (45) % 【75(60)% ※1】 賃金助成：960 (480) 円 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：840 (480) 円 |
| 一般訓練コース | OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円 | OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円 |
| 制度導入助成 | | |
| ・キャリア形成支援制度導入コース | 制度導入助成 | 制度導入助成 |
| ・職業能力検定制度導入コース ※2 | 47.5万円 | 60万円 |
| ※1・雇用型訓練において、建設業、製造業、情報通信業の分野（特定分野）の場合 ・若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック導入企業の場合 ※2 業界検定制度の導入に係る助成対象は、事業主団体等（経費助成2/3） | | |



【制度改正後の助成率・助成額一覧表】

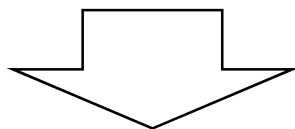
| 支給対象となる訓練 | 助成率・助成額 注：() 内は中小企業事業主以外 | |
|--|--|--|
| | | 生産性要件を満たす場合 |
| 人材開発支援コース助成金 | | |
| 特定訓練コース | OFF-JT 経費助成：45 (30) % 【60 (45) % ※】 賃金助成：760 (380) 円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665 (380) 円/時・人 | OFF-JT 経費助成：60 (45) % 【75(60)% ※】 賃金助成：960 (480) 円 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：840 (480) 円 |
| 一般訓練コース | OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円/時・人 | OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円/時・人 |
| 教育訓練休暇付与コース | 定額助成：30万円 | 定額助成：36万円 |
| ※・雇用型訓練において、建設業、製造業、情報通信業の分野（特定分野）の場合 ・若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合 | | |

② 特別育成訓練コース

人手不足対策の一層の強化を図るため、中小企業等担い手育成訓練（5頁参照）を特別育成訓練コースの助成対象訓練に追加する。

【現行制度の助成額一覧表】

| 支給対象となる訓練 | 助成内容 | 助成率・助成額 注：（ ）内は中小企業事業主以外 | |
|---------------------------------------|---|--|--|
| | | | 生産性要件を満たす場合 |
| <u>キャリアアップ助成金</u> <u>（人材育成コース）</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 | OFF-JT 経費助成：実費（※） 賃金助成：760(475)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：760(665)円/時・人 | OFF-JT 経費助成：実費（※） 賃金助成：960(600)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：960(840)円/時・人 |
| ※一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。 | | | |



【制度改正後の助成額一覧表】

| 支給対象となる訓練 | 助成内容 | 助成率・助成額 注：（ ）内は中小企業事業主以外 | |
|---|---|--|--|
| | | | 生産性要件を満たす場合 |
| <u>人材開発支援助成金</u> <u>（特別育成訓練コース）</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・<u>中小企業等担い手育成訓練</u> | OFF-JT 経費助成：実費（※） 賃金助成：760(475)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：760(665)円/時・人 | OFF-JT 経費助成：実費（※） 賃金助成：960(600)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：960(840)円/時・人 |
| ※一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。 <u>（中小企業等担い手育成訓練は対象外）</u> | | | |

【中小企業等担い手育成訓練の概要】

《助成対象事業主》

専門的な知識及び技能を有する事業主の団体又はその連合団体（いわゆる業界団体）と事業主とが共同して作成する訓練実施計画に基づき、その雇用する有期契約労働者等（短時間労働者及び派遣労働者を除く。）に中小企業等担い手育成訓練（※）を受けさせる事業主

※ 中小企業等担い手育成訓練の要件

- ・実習と座学等が効果的に組み合わせられたものであり、かつ、実習と座学等とが相互に密接な関連を有するものであること
- ・職業訓練の実施期間が3年以下であること
- ・実習の時間数の職業訓練の総訓練時間数に占める割合が1割以上9割以下であること。
- ・職業訓練を受ける有期契約労働者等に対して、適正な能力評価を実施すること
- ・職業訓練の指導及び能力評価に係る担当者及び責任者が選任されていること
- ・職業訓練を修了した有期契約労働者等の労働契約の更新等の取扱い及び当該取扱いに係る基準が定められていること

《支給額》

※ 〈 〉は生産性要件に該当する場合の額、（ ）は中小企業事業主以外の額

OFF-JT

賃金助成：760円〈960円〉/時・人 （475円〈600円〉/時・人）

OJT

実施助成：760円〈960円〉/時・人 （665円〈840円〉/時・人）

③ 東日本大震災に伴う特例措置の延長

人材開発支援コース助成金の岩手県、宮城県及び福島県に所在する事業主を対象とする特例措置について、平成31年3月31日まで延長する。

《特例措置》

（ ）内は中小企業事業主以外

| | 経費助成 | 賃金助成 | OJT実施助成 |
|--------------------------|----------|-----------|-----------|
| 一般訓練コース | 1/2（1/3） | 800（400）円 | — |
| 特定訓練コースのうち認定 実習併用職業訓練 | 1/2（1/3） | 800（400）円 | 700（600）円 |

（参考）

《平成30年度原則》

（ ）内は中小企業事業主以外

| | 経費助成 | 賃金助成 | OJT実施助成 |
|--------------------------|--------------------|-----------|-----------|
| 一般訓練コース | 30/100 | 380円 | — |
| 特定訓練コースのうち認定 実習併用職業訓練 | 45/100 (30/100) | 760(380)円 | 665(380)円 |

※助成率・助成額については平成29年度の内容から変更無し。

2. キャリア支援企業創出促進事業

(1) キャリア支援企業創出促進事業の廃止

キャリア支援企業創出促進事業について、平成29年6月に実施された行政事業レビュー（公開プロセス）において、「事業全体の抜本的改善」の評価を受けたことを踏まえ、平成29年度をもって事業を廃止する。

平成30年度以降は、キャリアコンサルティングの導入支援の一部について「セルフ・キャリアドック普及拡大加速化事業」に継承し、これ以外のメニューについては、必要な見直しを行った上で、労働局に移管し、関連業務と一体的・効率的に運営する。

【現行制度の概要】

1 趣旨・目的

企業内において、労働者のキャリア形成を促進するためには、事業主が労働者に対し、必要な情報の提供や相談の機会の確保の援助を行うことが重要である。

しかしながら、中小企業においては、人材育成のノウハウが乏しい傾向にあり、労働者の能力開発を通じた効果的なキャリア形成を行うことが難しい状況にある。このため、全国に職業能力開発サービスセンターを整備し、以下のキャリア形成支援に関する総合的な支援を行う。

2 事業概要

(1) 企業内のキャリア形成支援の推進に関する専門的な相談支援・情報提供の実施

職業能力開発サービスセンターに人材育成コンサルタント等を配置し、企業内のキャリア形成や職業能力開発に関する取組を促進させるため、事業内職業能力開発計画の作成支援をはじめ、企業訪問による情報提供、助言指導、そのフォローアップ等による支援を行う。

(2) 非正規労働者を含む若年在職者等に対するキャリアコンサルティングの実施

職業能力開発サービスセンターにキャリアコンサルタントを配置し、業界団体等への巡回、事業所等への訪問により、中小企業で働く非正規労働者を含む若年在職者等に対するキャリアコンサルティングや、企業へのキャリアコンサルティング等支援を行う。

(3) 職業能力開発推進者講習等の実施

企業内における職業能力開発推進役である「職業能力開発推進者」に対し、必要な知識・技能を付与するための職業能力開発推進者講習を実施する。

3. 認定訓練助成事業費補助金

(1) 認定訓練助成事業費補助金の特例措置の延長

東日本大震災により被災した施設の復旧に係る施設費等の補助率の引上げに関する特例措置について、平成31年3月31日まで延長する。

【現行制度の概要】

平成29年度までの暫定措置として、東日本大震災により被災した認定職業訓練施設の復旧にかかる施設費及び設備費についての都道府県への補助率を1/2から2/3に引き上げるとともに、補助対象の経費全体に占める国庫負担割合の上限を1/3から1/2に引き上げる。

II. 施行期日等

1. この省令は、公布の日から施行する。
2. この省令の施行の日前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則に基づく措置を講じた事業主に対する各助成金の支給については、なお従前の例によるものとする等必要な経過措置を定める。
3. その他所要の規定の整備を行う。